

平成26年度第2回 江別市福祉有償運送運営協議会  
議 事 概 要

1. 日時及び場所 平成26年8月25日(月) 午後2時00分～3時00分  
江別市民会館3階32号室

2. 出席者 委員 8名(敬称略)  
工藤祐三、今井博康、山崎廣志、星優子  
鈴木久雄、真屋淳子、樋口康弘、保木本茂雄  
(欠席:坂本正、松浦宣幸)

申請法人 2名(敬称略)  
濱守雅弘(社会福祉法人えぼっく)  
小西力(社会福祉法人ゆうゆう)

3. 事務局 3名(蓮田課長、水口係長、見上主事)

4. 議事概要

【1】開会

蓮田課長: 慎重にご審議いただくとともに、進行にもご協力いただきますようお願い致します。

【2】議事

工藤会長: それではさっそく本日の内容に入りますが、お手元にごございます次第に従って進めてまいります。

【2】議事等の(1)社会福祉法人えぼっくの有効期間更新の登録に係る協議についてを議題と致します。さっそくこの件について、まず事務局からの説明をお願いします。

事務局: まず、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしていた資料として、緑色のファイルに協議の資料をお送りしております。それと加えて本日、席に配布しております次第と委員さんの名簿、追加差替え資料があるかと思えます。追加差替え資料ですが、すでに差替えている方もいるかと思えますが説明させていただきます。

(差替え資料に基づき説明)

工藤会長: それでは協議には入りますので、この件について内容を事務局の方から説明をお願い致します。

事務局: 本日の協議資料について説明させていただきます。まず、社会福祉法人えぼっくにつきましては、登録の期間が平成26年9月30日までとなっております、その更新について協議をお願いするものでございます。ここからはお配りしてい

る緑色のファイルに綴ってありますA3版の資料に沿って簡単に説明させていただきます。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長： ありがとうございます。ただいま事務局から内容についての説明がございましたが、申請法人の方から事業実施に関する説明、あるいは補足説明がございましたら、よろしくをお願いします。

法人： えぼっくの事務局の課長の濱守と申します。よろしくお願い致します。事務局から説明いただいた通りの説明であります。補足説明といたしまして、差替え資料の部分で、当初運転者を10名予定しておりましたが、運転記録証明を取ったところ2名に直近の違反が確認されまして、2名につきましては福祉有償運送業務に携わらせるわけにはいかないということで、2名を登録削除した形で8名ということで差替えの資料を添付させていただいております。補足説明は私の方からは以上です。

工藤会長： ただ今、事務局と申請法人からの説明がございましたが委員の方から質問・ご意見がございましたらお願いします。

鈴木委員： 事務局の仕事だと思えますが、運転者年齢が全て消してあるのですが、個人情報に関係ということは理解できるのですが、運転手は何歳くらいの方が仕事に携わるのかということの中で、一般的に言う65歳未満とかその辺りのところ、法人によって75歳を過ぎる方もいらっしゃいますので、その辺りのチェックができるような資料お願いしたいということと、旅客の住所なのですが、先ほどA3版の資料ですべての方が江別市在住という説明はいただいたのですが、頭の市の部分から全て消えておりますよね。「江別市」というのは消さなくていい範囲かと思えますので、最低でも江別市に在住していることが確認できるようなものにしていただきたいと思えます。もう一点、平成24年度の輸送実績というのがないのですが、25年度はついておりますが、この部分について市では要請していないのでしょうか。25年度だけ提出すればよいということで、法人さんからいただいているのでしょうか。

工藤会長： 3点でよろしいですか。1つ目が運転者の生年月日、2つ目が利用者の発地着地の地区に関して、それと利用実績ですね。ページ数でいうと65ページのところに平成25年はついていきますよね。24年というのがついていませんので更新の分あと2年か3年に1回になりますから、最低24年度のところも欲しいと、見たかったということです。

事務局： 要件としては求めていなかったのですが、次回から24年度についても添付するように致します。住所につきましても今のご意見をふまえて、次回から消す部分について考慮したいと思います。

鈴木委員： 市の方は運転手の年齢ところは、個人情報に関係するから出せないよという判断でしょうか。

事務局： 郵送でお送りする資料として、個人情報の部分については削除した方がいいと  
考え削除させていただきました。

実は第1回の協議会の際、資料で鈴木委員の方からご指摘いただいた部分があり、それを踏まえて個人情報を消したのですが、消し方が不慣れな部分がありまして消した部分が多くなってしまいました。次回から、今回ご指摘いただいた点を考慮して資料をお渡ししたいと思います。申し訳ございませんでした。

工藤会長： ただいまの質問、おそらく他の委員さんも資料を見て消しすぎだなと印象として思ったと思います。次回からよろしく願います。それと提出資料の中に登録期間更新の場合は実績等が必要であると、私どもも受け止めておりましたので、各年度の実績をできれば揃えていただきたかった。今回については25年度で推測するだけです。25年度のもので判断させていただくということで鈴木委員よろしいですか。他に質問ございませんか。

樋口委員： 法人さんにお伺いしますが、登記上の住所が南幌町から北広島市に移ったということではよろしいでしょうか

法 人： はい、そうです。

樋口委員： それはいつ頃ですか。

法 人： 平成24年の7月です。

樋口委員： 14ページの事務所の名称及び位置ですが、北広島市になっています。南幌町には車を管理する事務所は残ってないのですか。

法 人： 今は事務所を全て北広島市に移して、そちらで行っております。

樋口委員： そうすると、車検証の住所は南幌町のままなので変更してください。

法 人： 申し訳ございません。

樋口委員： また、36ページのこの車は所有者使用者住所が北広島市になっていますが、使用の本拠がなぜか南幌町で、それで南幌町には置いていないのかということを知ったのですが、ここはどういうことで南幌町が使用の本拠ということになっているのですか。加えて、実績として数値が南幌町と合わせてあがってきていますが、北広島市の実績というのは実際にあるんですか。

法 人： 実績としては、南幌町から出て着地が北広島市になることがございまして、その時に北広島市の方に、福祉有償運送協力依頼書依頼を行っております。着地の部分について北広島市になることがあるということで、協力依頼を北広島市に行っておりますので、実績として載せさせていただいている形になります。

樋口委員： 北広島市で完結する又はそこに住んでいて別の場所へ向かうような場合であれば北広島市が区域としてはわかるのですが、南幌町在住の方で北広島市に行く分についてはなんら支障がない行為ですね。安易に北広島市を載せない方がよろしいのではないのでしょうか。

法 人： 実績に関してはきちんと整理して確認して、北広島市の方は載せないという形で内容を確認してまいりたいと思います。

樋口委員： 北広島市内では会員の方はいらっしゃらないということによろしいですね。

法 人： 現在のところはいいです。

樋口委員： 今後はわかりませんか。

法 人： そうですね。今後についてはご希望が出てくるかと思しますので、今後については法人の方で検討していかなければならない事項であると思います。

樋口委員： わかりました。

工藤会長： よろしいですか。質疑の途中ですが一時中断します。

前回から委員さんでしたが、前回欠席されておりご紹介していなかったので、質疑を一時中断して、新たな委員さんのご挨拶をここでお願いします。大変遅れましたが樋口委員、自己紹介をお願い致します。

樋口委員： この4月に着任いたしました、札幌市運輸支局の樋口と申します。よろしくお願ひ致します。

工藤会長： それでは、質疑を再開いたします。

他にございませんか。

鈴木委員： 最初に運転記録証明で今回お2人の方を登録しなかったというお話だったのですが、運転記録証明というのは今回の申請のためにとられるのでしょうか、それとも毎年定期的にとられる用紙なのでしょうか。

法 人： 毎年初年度に、福祉有償運送に関わらずうちの従業員は車を使用しておりますのでその部分での運転記録というのを、初年度に申請してとります。今回は更新の申請でしたのでまた改めて、当初予定の10名の分について運転記録証明を取りました。そのうち2名が4月にとった段階、そして今回とった段階の間で違反が確認されましたので登録の方を取りやめさせていただいたところでありませう。

鈴木委員： その二人は運転には携わらないのですか。

法 人： はい。福祉有償運送の業務には携わらないです。

工藤会長： 他に質問・質疑ございますか。

では、ないようですのでただいまから申請の協議に入ります。一時、申請法人の方は退席の上しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

#### 【法人退室】

工藤会長： それではただいまの案件について審議に入ります。

それでは、視点を絞って改めて審議の上確認していきたいと思ひますが、まず期間更新の必要性、福祉有償運送の必要性については皆さんご意見ございますか。

一 同： ありません。

工藤会長： それでは、承認いただいたものといたします。

次に輸送実施体制あるいは安全管理体制について整っているかという件について何かございますか。先ほどの質疑の範囲内でご了解いただけますか、それとも

何かご意見ございますか。

工藤会長： よろしいですか。

他に運行管理体制あるいは運転者の利用・使用車両等の要件が満たされているかどうかということについて、ご意見ございませんか。

こちら先ほどの質疑の中で解消されたものいたします。

適正な対価であるかどうかという点について、事務局の説明でよろしいですか。

一 同： はい。

工藤会長： それでは登録有効期間登録更新の期間であります。通常2年ですが福祉有償運送の協議については是正命令を受けていない、福祉有償運送自動車が重大な事故等を起こしていない、業務の全部又は一部の停止命令を受けていないということであれば、更新期間3年とすることができるとなっていますが、3年でよろしいですか。

一 同： はい。

工藤会長： それではその他、更新の場合は実績ということではありますが、これも先ほどの鈴木委員の質疑の中で了解したということでみなさんよろしいでしょうか。

一 同： はい。

工藤会長： ありがとうございます。それではこの件については全て合意に至ったということで協議が整ったということに致します。それでは法人の方の入室をお願いします。

#### 【法人再入室】

工藤会長： それでは再開いたします。審議の結果は合意ということでございます。ただ、先ほどの質疑の中で書類その他の書換えなどの必要性がありましたが、その点は早急に整理されるようよろしくお願い致します。なお、正式には書面をもってご連絡いたします。以上、法人の方ありがとうございました。

#### 【法人退室】

#### 【法人（社会福祉法人ゆうゆう）入室】

工藤会長： それでは、第2の案件に入ります。

次第に従いまして【2】議事の（2）社会福祉法人ゆうゆうの有効期間更新の登録に係る協議について入ります。この件についてまず事務局から内容説明をお願い致します。

事務局： 社会福祉法人ゆうゆうに係る協議資料ですが、黄色い表紙を挟んで2つ目になります。こちらA3の大きめの資料に沿って説明させていただきたいと思いません。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長： はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、法人の方から説明・補足がございましたらお願い致します。

法人： 社会福祉法人ゆうゆうの本局長をしております小西と申します。よろしくお願い致します。事務局の方から説明のあったとおりではほぼ間違いないと思っておりますが、私どもとしては障がいのある方の移送が主たる企業で福祉有償運送事業としては登録させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

工藤会長： 以上でよろしいですか。委員から事務局あるいは申請法人に対して何かご質問はございますか。

樋口委員： お伺いしたいのですが、9ページの(2)運送区域は、どうしてこのような書きぶりになったのかを教えてください。特定の区域なしというのはどのような意味なのでしょう。

法人： 江別市内・当別町内・札幌市内が主たる区域なのですが、例えば岩見沢市や、恵庭市ですとか北広島市にも時折行く場面もありますので、絶対に江別市内・当別町内・札幌市内じゃないといけないということではなく、特定の区域はないけれど主にこういった路線で走っていますという記載の仕方にさせていただきました。

樋口委員： 今回更新申請するということは江別市内の方を江別市内、あるいは江別市から外にお連れするというのが趣旨ですから、まず江別市が区域として入ります。当別町も同じようにやっていますから当別町として入ります。札幌市内というのは、江別市から札幌市あるいは当別町から札幌市ということであれば、江別市の区域、当別町の区域ということになりますから札幌市の記載は必要はありません。ここで札幌市と書くと札幌市の方をどこかに連れて行くという意味を見せることになります。

法人： 了解いたしました。

樋口委員： それから87ページの運行管理体制ですが2.の運行管理の責任者の代行者のところですが、各事業所の管理者となっていますが、この各事業所の各というのは何を指しているのですか。

法人： 当方は、全部で8事業所が江別市と当別町内にありまして、その8事業所の長が運送に係る責任者が不在の時に代行してやらせていただくということで記載させていただきました。

樋口委員： 車は当別町ですね。

法人： はい、当別町でございます。

樋口委員： そこから出るときに、運行管理しないのですか。

法人： 出退勤が当別町の法人本部ではあるのですが、私が不在の場合、全職員がその法人本部に出勤及び退勤するため、その時に江別市内にある事業所の長も当別町

の法人本部に出勤することになりますので、そこで行います。

樋口委員： そうすると、点呼しないで事業所から各事業所と言われるところに出向くということになりますがいかがですか。

法 人： うちの法人職員が一度全員法人本部に出勤することになります。全職員が法人本部に出勤することになりますので、私が不在の時に誰が代行してやるかとなった場合には、これから出向く事業所の長が代表して点呼を取るという形で記載しております。

樋口委員： 3. に小西さんの名前が出てきますが、この方は今日お越しいただいた小西さんでしょうか。

法 人： 私です。私は法人本部にいます。

樋口委員： 新井さんはどちらにおりますか。

法 人： 新井も一度法人本部に出勤したのちに別の事業所に行くことになります。

樋口委員： 点呼というのは、その管理している事業所から車を出す前にやらなきゃいけないものですよね。ドライバーの方が車を持ち出して離れた出先に行き、そこから点呼を受けたのでは、その間の管理が全くされていないということですよ。

法 人： 法人本部で点呼することになります。車自体は全部法人本部にございます。

樋口委員： そうすると運行管理の責任者の代行者の部分は、本部にいる小西さんや別の方ということではよろしいのではないですか。各事業所の管理者ということは本部ではやらないという表現になりますよね。

法 人： はい。

樋口委員： 実態として、車を使うときには本部で点呼はやっているのでしょうか。

法 人： 行っております。

樋口委員： それは新井さんなり小西さんなりが行っているのですか。

法 人： その通りです。

樋口委員： その実態を書いていただければよろしいかと思えます。

法 人： はい。

工藤会長： 樋口委員よろしいですか。

只今の樋口委員の方からは9ページ(2)の運送区域、特定の区域はなしから始まっているこの記述について、区域の概名を明確にしたうえで、書式・書き方を整理すべきであるということと、87ページの運行管理の責任者として、点呼の意味・意義をどう抑えているのかということをもう一度確認してみたいという意見がございましたが、他に何か皆さん質問ございますか。

鈴木委員： 10ページ、事務所ごとに配置する自動車の車両数ですね、これと車検証は全部で10台分ついてきていますし、A3版のところにも記載しているのですが、どうして違っているのか。10ページのところでは、4台3台の7台になっています。車検証を見ると5台5台になるはずですね。持込みが5台の所有が5台という車検証になるのですが、古いものをそのまま出したのでしょうか。

法 人： 私の記載の仕方が問題だったのかもしれませんが。4台3台そして括弧書きで1台2台というように書かせていただいているのですが、この括弧が軽車両になります。

鈴木委員： 書き方が違ってきます。含むですから5台で（1）5台で（2）という形の書き方にさせていただいてトータルが10台、最後の合計も10にして内、軽が3台という書き方にさせていただけたらいいと思います。

法 人： 失礼いたしました。全車両で10台あってそのうち軽車両が3台あるということです。

鈴木委員： 軽自動車は括弧内にうち数で記載して下さい。

それともう一点。今、車両が10台ということであれば、運行管理の責任という風について、資格の問題が問われると思います。国家資格のある運行管理者であるとか、運行管理の管理者試験の受験資格を有するものですか、安全運転管理者の要件を備えるものというところで、これは誰が選任されていて、講習を受けているのか、どうなっておりますか。

法 人： 46ページでしょうか、先ほどの体制でも記載させていただきましたが、新井という職員が安全運転管理者等講習を受けて選任させていただいております。

鈴木委員： 分かりました。

それともう1点、先ほど報告されていたように10名中7名が違反ということをおっしゃっていましたが、速度超過の方が多いです。江別・当別地区といった速度が出る地域だと思います。自家用車で通勤などの中で速度超過、違反といったことがないように、福祉有償の事業に関わる関わらない関係なく、自家用車で移動するときもスピード違反というのは常に心がけていただきたいということです。1人の方が信号無視というのがあったと思いますが、信号無視というのは大事故・死亡事故につながる案件ですので、やはり常日頃から信号無視、又は一旦停止標識の見落とし、こういったことがないように運転を心がけるというのが職場の規律としてあって然るべきではないかと思います。ぜひ更新時に違反の記録が全ての人なくなるような管理体制を敷いていただければと思います。

山崎委員： 今の鈴木委員に関連します。A3版の前の申請時の本委員会の協議の結果、ここでも書類の整備、運転者の再教育をお願いしたいという一言が書いてあります。その後何年かの間で今回の11名中7名ということが出てきておりますが、具体的には前回の協議結果を受けて、どの点に留意されてこられたのかお示しただけですか。

工藤会長： 法人の方からお願いします。

法 人： 前回の更新時の時に、先ほどお伝えした通り8事業所のうち1営業所が福祉有償運送事業の関係をさせていただいていたところから、法人事務局に一括に管理体制を置かせていただいたということと、法人研修が年に4回ございまして、当方で運行に関する座学の講習をさせていただいております。しかし、先ほどご



指摘いただいた通り、それでも違反等があったものですから、今年の6月から実地研修として元日本通運の職員だったものを研修の講師とし、チェック項目を何項目かつけ、初めての新人または違反をしたものに対して6月以降から、そのチェック項目をクリアしたものでないと運転できないという体制にさせていただいております。

山崎委員： この違反というのはあくまでもプライベートでの違反なのですか。

法 人： そうです。

山崎委員： それであれば、87ページの運行管理体制のところ現実的にちょっと厳しいところがあると思うのは、運行管理者責任者が新井さんで整備管理者も新井さんで、しかも運転者も新井さんで登録されていますよね。本来のタクシー関係の事業所だったらこれはなかなかできない。安全を考えるのであれば、例えば整備管理又は運行管理の責任者の代行者を他の人にする必要があると思います。この部分は少し考えてもらわないと、また同じような10名中7名に違反があるというような話になりますので、考えてもらいたいなというのがありますね。

工藤会長： 他にございますか。

樋口委員： 5ページに自動車違反報告書というのが添付されているのですが、処理欄の上のところに運行管理責任者：大原と記載があるのですが、これは今は使っていない様式ということよろしいですか。

法 人： この様式自体は使っていますが責任者を変更したというところです。

工藤会長： 他に質問ございますか。

それでは当案件について審議に入ります。申請法人の方は退席をお願いします。

法 人： よろしくお願い致します。

#### 【法人退席】

工藤会長： それでは審議に入りますが、これも有効期間更新の申請ですので必要性については皆さんよろしいですか。

それでは、色々質疑の中で問題になっておりました輸送実施体制あるいは安全管理体制についてご意見はございますか。

山崎委員： 今、口頭で確認したようなこういうことをしましたというものを書面で出してもらえればよろしいかと思えます。次の2年3年後の更新の時にまた同じようなことになるので、今回はやったことを書面で出してもらう必要があると思えます。

工藤会長： 先ほどの口頭説明だけでなく書面をもって前回の反省、これからの対応について書面上で約束していただくということでしょうか。他に委員さん方からなにかございますか。

星委員： 前回も同じような輸送体制や安全管理体制の洗い出しと書いてあるところですが、今いらっしゃった小西さんという方でスピード違反をなさっていて、なおか

つ安全の責任者もされています。体制が甘い部分が少しあるのではないかなど。プライベートとはいえ結構なスピード超過なので、こういうことを仕事にされている方なので、自己管理が必要なのではないかなと思います。

工藤会長： 同様の意見ではございますが、これについては同感ですか。

保木本委員： 同感です。僕も同じような仕事をやっていて、多々まわりのところだとか他のところを耳にしたり見たりしますが、今回の2社も同じですが車の台数と人間とやはり合わない。適性に人数が何人走っているなどの部分がないと。11名中3名は違反しているから今回はやめますとって7名の申請をするわけですよね。かといってその3名の人というのはそういった仕事をしなくてもお給料を払っていけるのかなというのがひとつ疑問です。それから、それを裏返して言えばそういうのを無視してよいとすれば、これは当然ペナルティの対象になるのではないかなと思うところもあります。我々の業界内で考えれば、不正受給にあたるような部分もあつたりします。その辺は、どういう風に考えているのかなと思う部分はあります。把握の仕方というのは大変難しく、それをこういう部分だけで把握しても利用者と結び付けた把握をしなければ、中身は分かりません。

山崎委員： この運行管理体制は絶対に小西さん、普通安全を考えるという場合についてはこのような図式にはならないはずですが。整備管理者を違う人にするとかにしないと運転者が運行管理もして整備管理もして、自分は違反してとなったら誰を信用していいのかという話になります。

工藤会長： それでは、必要性は皆さんお認めただけということと、適性対価について事務局で詳細を検討しましたところ、これは問題ないですね。

事務局： はい。

工藤会長： 2点残りましたが、ひとつは運転者の違反が多いということだけでなく、そもそも運行管理体制、これは書式だけでなく体制の見直しも含めてもう一度考え直していただく、再構築していただく必要があるのではないかなというご意見でよろしいですか。これらのことに基づきますと、登録期間を2年にするか3年にするかということになります。

樋口委員： 今おっしゃいました運行管理体制のところですが、現実的にトラックも含めて運行管理者・整備管理者・ドライバー3つを兼ねているものが選任していない、修理していないのかというと、実際にはいて、その人たちはやっています。有償運送の中でそこまで求めるのは私的にはちょっと厳しいのかなと思います。新井さんについては、台数的に公安委員会から安全運転管理者として求められているところで、もしかしたら仕方なく名前が載っているのかもしれない。

工藤会長： という意見もありますが、そうしますと登録更新の期間については重大事故等を起こしていないということで3年間ということによろしいですね。

あとは、運行管理・安全管理という点で条件付きの合意であるかどうか。ある

いは合意という形で付記事項として注意喚起を求めるかどうかということですが。

鈴木委員： 1日の運行に合わせたほかに、出庫点呼・帰庫点呼合わせてどのようにやるのかというものをもらい、新井さんに集中した形でも支障がないかというような説明になっている文章など、そういう体制が分かるものを作ってもらえばよろしいのではないのでしょうか。

工藤会長： ただいまの意見、事務局はよろしいですか。文章でこちらの方で確認することでもよろしいのではないかということは条件付きではなく、事務的な作業が少々間に入り、体制の見直し、洗い出しを行うということですが、そのこのところ各委員さんよろしいですか。それともこれは条件付きということにいたしますか。

鈴木委員： 条件付きでなくてもいいのですが、特記事項でもいいのですが、やっぱり安全という部分、本当に運転手登録されている方々も含めて、小西さんは責任者でもあるわけですが、そういった方々の普段お使いの車も道路交通を守ることが、職場の全体の空気になるような管理というか教育を行っていただきたいなと思います。先ほどから前回の協議結果として出ている部分が、まだ変わらずに自家用車で移動であっても、こういったことが減らないということ自体が、やっぱり体質として伺えますのでそういったことも含めて、運行管理というものを心がけていただくということを要請していただければと思います。

工藤会長： 内容に鑑みもう一回、安全体制見直しをしていただき文書で提出していただければ条件付きではなく、付記事項でもよろしいのではないかということですが、それでよろしいですか。提出していただくのは事務局で。

事務局： 今日またこれからお話しいただきたいと思います、その結果をまた事務局にお任せいただきまして、法人と調整をして文書を出していただきまして、また委員の皆様にも郵送でもご報告申し上げたいと思います。

#### 【法人の方入室】

工藤会長： お待たせいたしました。色々質疑の段階からお分かりかと思いますが、安全面に関して、運行管理に対して厳しい意見も出され、その意見を事務局にまとめて文書で回答いただく内容もございます。条件付きの合意ではなく、合意という形ではありますが、付記事項として文書で回答いただく内容もございますので、それに誠意をもってお答えいただきたいと思います。

法人： はい。

#### 【3】その他

工藤会長： それでは議事を進行いたします。

その他であります、委員の皆様から何かその他ございますか。  
なければ、事務局から何かその他の案件ありますか。

事務局： 案件はまだありませんが、協議会委員の任期が平成26年10月31日で満了となり、委員の改選期に当たります。委員の改選にあたり、10月の末までにはその選任を行いまして、11月に入ってから改選後の第1回の協議会を開催したいと思います。また事務局から日程調整等の連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。

工藤会長： 1点だけです。それでは委員の皆さん、慎重審議ではありましたが、進行にもご協力いただきまして終わることが出来ました。長い間ありがとうございました。

【4】閉会

(3:00終了)